

## 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

## 規約（案）

## （目的・名称）

第1条 越後平野において、河川や田園、里潟等の水辺の生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、多様な主体が連携・協働し、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指すことを目的として、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という）を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会では、主に以下の事項について協議する。

- （1）越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関すること
- （2）越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## （組織等）

第3条 協議会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会には会長1名を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、事務局の推薦により職務代行者を定める。
- 6 協議会は、部会等の下部組織を置くことができる。

## （協議会の招集）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

## （事務局）

第5条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

## （会議の公開）

第6条 協議会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。

## 別表 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

(敬称省略)

		氏名(敬称略)	所属等
学識有識者 ※		河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
		関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
		細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
NPO・団体 ※		佐藤 巖	瓢湖の白鳥を守る会
		佐藤 安男	新潟県水鳥湖沼ネットワーク
		鈴木 重彦	一般社団法人長岡市緑地協会
		千葉 晃	新潟県野鳥愛護会
		餅谷 紀男	北陸建設振興会議 NPO研究委員会
行政	新潟県	県民生活・環境部長	新潟県県民生活・環境部
		農林水産部長	新潟県農林水産部
		農地部長	新潟県農地部
		土木部長	新潟県土木部
	新潟市	環境部長	新潟市環境部
		農林水産部長	新潟市農林水産部
		土木部長	新潟市土木部
	長岡市	環境部長	長岡市環境部
	阿賀野市	民生部長	阿賀野市民生部
	新発田市	課長	新発田市環境衛生課
	環境省	次長	関東地方環境事務所
	国土交通省	河川部長	北陸地方整備局河川部
		事務所長	信濃川河川事務所
事務所長		信濃川下流河川事務所	
事務所長		阿賀野川河川事務所	
オブザーバ	佐渡市	農業政策課長	佐渡市農業政策課
	農林水産省	農村環境課長	北陸農政局農村環境課

※五十音順(氏名)